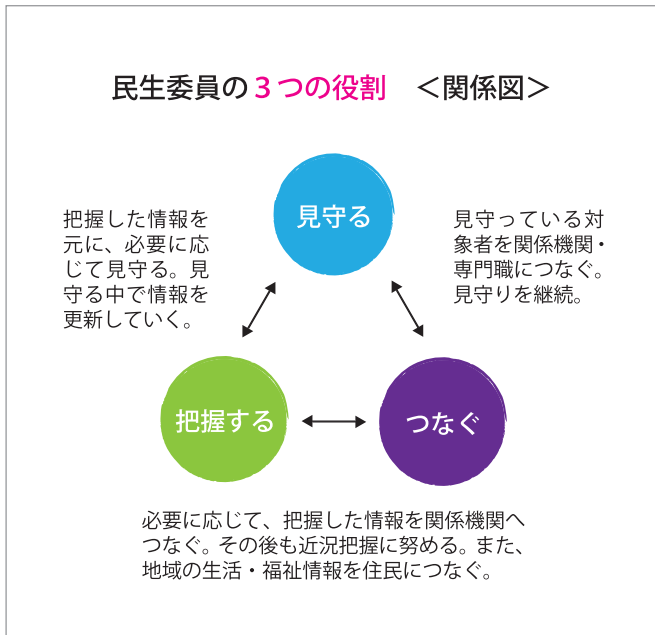


# 1 活動のススメ



多くの民生委員は、行政や社協等が実施する事業への協力・支援などを通して、この3つの役割を踏まえた活動を行っています。地区民児協の執行部は、新任委員の皆さんに、具体的な活動方法を伝えていくことも大切ですが、その前に一度、「現在行っている活動が、どの役割に該当するのか」を確認してみましょう。

委員一人ひとりが、「何のために活動に参加しているのか」その目的や活動の位置づけを確認しながら進めていくことは、その後の「やりがい」にもつながる大きなポイントの一つです。

この時期、特に留意したいのは、新任委員の皆さんと一緒に、役割や活動への理解を深めながら、少しずつ活動に取り組んでいくことです。

**必須の活動+α**

もう一つ整理しておきたいことは、実際の活動量です。新任委員の皆さんは、あらゆる経験が初めての経験です。当然、活動に慣れるまでには時間を要します。それまでの期間は、地区民児協の執行部が「これだけはやってほしい必須の活動」を伝えるなど、活動を絞り込む、あるいは優先順位を示すことが大切です。

その上で、各委員の状況に応じて、協力できるのであれば、「+α」の活動として、その他の事業にも参加してもらおうようにしてください。

ぜひ、(P 18~21)「60分のできる実践活動検討」を活用し、ここで挙げた「3つの役割」や「必須の活動+α」について、定例会で話し合う場を設けて、地区民児協として活動を整理する時間を持つてみましょう。

〔一部、「ちば民児協だより第66号」P 3の内容を再編集の上掲載しています。〕

## 県民児協HP

県内 328 地区民児協別に、約 1800 件の活動を掲載。H29 年度リニューアル予定。  
(<http://www.chiba-minkyu.or.jp>)



## 全民児連HP

国の動向や全民児連発行冊子等を確認したい方は、全民児連HPを。  
(<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>)



毎号、活動に身近なテーマを特集



(●上)「ちば民児協だより」(配付)全委員(発行)千葉県民児協(その他)バックナンバーは、本会HPでダウンロード可

●(サイト右側)「民生委員・児童委員専用ページ(mjASSIST)」のパスワードは「20131201」

## 1 健康と家族の理解

何よりも優先すべきは、自身やご家族の健康、そして活動への家族の理解です。「民生委員を引き受けたからには」と、責任感を持って活動に取り組むことは大切なことですが、自身の生活基盤あつての活動だということをくれぐれも

念頭においてください。

また、最近では、活動中の事故やケガ等が増えていますので、十分注意してください。万が一、ケガ等をされた場合は、「全国民生委員互助共励事業」や「民生委員・児童委員活動保険」の補償（給付）対象となりますので、地区民児協会長までご報告ください。

**（先輩委員の皆さんへ）** 以前、委嘱を受けてから認知症と診断された方もいます。認知症の疑いがあるご本人に、直接的に言うことはなかなか難しいものです。地区民児協によっては、定期的に医療機関の診断を受けるようにしているところもありますが、あらかじめその際の対応を決めておくともよいかもかもしれません。

# 方

本コーナーでは、新たな体制のもとで、新任委員と先輩委員と一緒に確認しておきたいポイントをいくつかご紹介します。

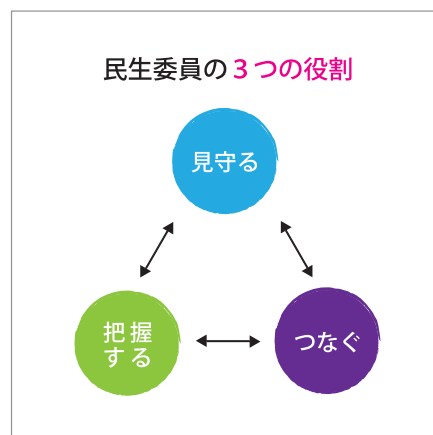
また、先輩委員が、生活の中にどれくらい委員活動を取り入れているのか、日常生活と活動のバランスも確認してみてください（P 9～11 掲載）。

## 2 担当区域での優先順位

民生委員に委嘱されると、行政や社協などから多くの資料が配付され、様々な活動への協力・支援を求められることも多いのではないのでしょうか。

しかし、身体は一つ、民生委員活動に割ける時間も限られています。まずは、（P 3～5 で挙げた）右図の3つの役割を念頭に、①自身が民生委員になったことを知ってもらうこと、②福祉の目線で担当区域を知ろうとすることから始めるようにしましょう。

**（先輩委員の皆さんへ）** 新任委員の皆さんが、上記①・②の活動に注力できるように、（P 18～21）「60分のできる実践活動検討」を活用しながら、活動の優先順位や「これだけはやってほしい必須の活動」を伝えるようにしましょう。また、市町村や地区民児協の執行部は、行政や社協から依頼される内容について、民生委員が行う必要があるのか、見守り訪問等に活用できるのかといった視点を持って精査するようにしてください。



### 3 報告・連絡・相談

自分の受け持つ担当区域とはいえ、勝手気ままに活動をしてよいというわけでもありません。地区民児協として踏まえておくべき方法や手順等があります。

活動の中で、わからないことや疑問に感じた点などは、先輩委員にこまめに確認や相談、その後の報告をするようにしてください。特に、個人情報の取り扱いには注意が必要です。

(先輩委員の皆さんへ) どのような内容について、「ホウ（報告）・レン（連絡）・ソウ（相談）」すればよいのか。また、どのような時に、どのような方法で行うのか、新任委員と一緒に再確認してください。（P20 参照）

また、新任委員は「わからないことがわからない」状況です。できるだけ開かれた質問（P20 参照）を心掛けましょう。

### 優先順位や活動時間のとり方……

# 2 取り組み のススメ

### 4 コミュニケーションの場 = 定例会

民生委員にとって、最も大切な会議は、毎月1度開催される地区民児協の「定例会」です。地区民児協の委員が一堂に会す唯一の場であり、情報交換を行える貴重な時間でもあります。また、守秘義務を有す民生委員同士でしか話

すことができないことを、相談しあえる絶好の機会でもあります。

地区民児協という組織の中で活動する以上、いろいろな場面で委員同士が協力する・してもらいがあります。

定例会に出席して、仲間とのコミュニケーションを深めておくことは、やりがいを持って楽しく活動するうえで大切なことです。

(先輩委員の皆さんへ) 新たな体制後は、委員同士で話し合うことができる時間を多く取るようにしてください。コミュニケーションが取れている（あるいはその時間を取っている）地区ほど、活動へのやりがいを感じている委員が多い傾向にあります。定例会の都度、活動の検討とあわせて、お互いの人柄を理解し合う機会を設けてみてください。

また、定例会の場では、先輩委員にとってあたり前となっていることでも、例えば個人情報の取り扱いなど、新任委員へ繰り返し伝えていくことが大切です。